

○ 財務省令第百三十七号
國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大藏省告示第三十号）
平成十四年五月一日施行
取扱規則（平成十五年第五条第十号）
規則（平成十四年四月七日基づき、大蔵省令第十一項及び平成二十二年二月二日告示する。）
規則（昭和五十七年大藏省令第六号）
規則（昭和五十七年大藏省令第六号）
規則（昭和五十七年大藏省令第六号）

行日 条事省
に發行條件等を次年四月七日告示する。

名稱及び記

の法發号
條律行
項及の
び根
そ拠

國庫短期証券（第九十二回）

財務大臣菅直人

四 三 二 一
發行方法の適用 振替等の法

競争う札価振の以律社十第条律一二第十条九特
争入（）へ格替適下（）債七百第第項十一二第年別
入札による発行（）に機用「平成十三年法律第
札発行と同時（）に競争は受けけるも日本銀行の
ととい（）競争て行（）と（）のう（）
行う（）以下入札わる（）すし（）
れ及（）札わる（）す（）の
るび価（）札格（）と（）の規
入価格（）競い入（）の定法。

六	五
イ	イ
口	口
国債市場	方募
入価行争非者特国	入価法入
札格行入価・別債	札格決
発競札格第参市	発競定
行争額発競I加場	行争の
財千証規一十一会資財は発四う千額	込募各当も各
政百券定項五項計金政、行十ち万面	み限國ての申
法六にに及条、に法法額し六、円金	の度債るか込
第十つ基び第第関第第面た条特	応額市。らみ
七三いづ第一九す九七金割第別	募の場その
条億てき百項十る条条額引一會	額範特のう
第千は発三、四法第第で短項計	を囲別応ち
一万、行十条律一一二期のに	割内參募応
項円額し七百第第項項兆國規關	りに加額募
、面た条三二八並、四債定す	当お者を価
財金政第十項十び財千にに入る	ていご順格
政額府一六、三に政億つ基法	るてと次の
融で短項条第条特融円いづ律	。各の割高
資八期の第九第別資、てき第	申応りい
億	非下額市

十 ロ イ 一	九 八	七 ロ イ			
	振額最 替 額 単 面 位 金	行争者特 入価・別債 札格第参市 發競I加場 行争格日	低行争者特 入価・別債 札格第参市 發競I加場 行争額	入価込 札格金 發競I加場 行争額	行争者特 入価・別 札格第参 發競I加
十額格十額 四面四面 錢金錢金 一額以額 厘百上百 円の円 にそに三 つれつ月 きぞき十 九れ九日 十九の十 九応九 円募円 九価九	平す額の振 成るの記替 。整載法 數又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	千 万 六八円二 千百 円三 十 四 億 三 千 二 百 六 十	七二四三 万千万兆 六八円二 千百 円三 十 四 四十 億 三 千 二 百 六 十	千証規一十一会資 八券定項五項計金 百にに及条、に法 三つ基び第第関第 十いづ第一九す九 六てき百項十る条 億は発三、四法第 円、行十第条律一 額し七百第第項 面た条三二八並 金政第十項十び 額府一六、三に で短項条第条特 二期の第九第別	

十
六
十
五
十
四
十
三
十
二

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

平財日額償当た平
成務本面還ただ成
二大銀金るし二
十二大臣額をと、十
年から百支き償二
三月通知にう、期九
月十通知つ。そが月
日を受けきの銀十
円た者百翌行日
業業日
にに